

町田市バイオエネルギーセンター
運営協議会

町田市バイオエネルギーセンター
専門委員会

の取扱について

運営協議会・専門委員会の設置

町田市バイオエネルギーセンターの稼動に伴い、周辺自治会・町内会と町田市との間で締結した『町田市バイオエネルギーセンター環境保全協定書』に基づく適正な運用を図るために、

『町田市バイオエネルギーセンター運営協議会』

を設置すると共に、

町田市バイオエネルギーセンターの稼動に伴う地域住民の健康被害等の防止及び稼働状況に関する重大な事項に対処するために、

『町田市バイオエネルギーセンター専門委員会』

を設置いたします。

ここでは、町田市の会議体の分類を説明し、運営協議会並びに専門委員会の会議体としての位置づけを明確にします。

町田市における会議体の定義

町田市では、会議体（同じ目的で複数回設定される会議）について、『町田市附属機関等の設置及び運営に関する要綱』『町田市附属機関等ガイドライン（2021年4月改訂）』により、次のように区分されます。

- ① 附属機関
- ② 懇談会
- ③ 附属機関等と区別すべきもの

町田市における会議体の定義

〔①附属機関の定義〕

・ 地方自治法第138条の4第3項の規定により法律又は条例の定めるところにより設置される審議会等であって、執行機関からの求めに応じ、その行政執行に必要な調停、審査、審議又は調査等を行う機関をいう。

〔解説〕

・ 附属機関は、執行機関の実務を担うという点で、基本的には執行機関の内部組織と同等の機能を有するものであり、すなわち附属機関自体が主体性を持ち、事務を所掌し、与えられた役割の中で意思決定をも行うものである。

町田市における会議体の定義

〔②懇談会の定義〕

- ・ 調停、審査、諮問又は調査を目的としない行政運営上の意見の聴取、懇談等の場として、規則又は要綱の定めるところにより設置されるものであって、同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めるものをいう。

〔解説〕

- ・ 懇談会には主体性はなく、その所掌する事務もなく、当然に意思決定も行えない。懇談会は、内部組織が執行機関の行政執行を補助するにあたり、必要な専門知識・市民意見などの情報を取得するための手段の一つということであって、実務を担うのはあくまで内部組織であり、内部の意思決定に資するためのもの。

町田市における会議体の定義

〔③附属機関等と区別すべきもの〕

- ・ 複数の関係者が協働して事業等を推進するにあたり、事業実施者、関係団体の代表者、一定の専門性を有し事業に関わるもの等が、情報共有、意見調整、実施方針や実施手法の確認を行うため、関係者間の連絡調整の場として開催するもの。

このような性質をもつ会議体は附属機関等と区別すべきものとなります。

「町田市バイオエネルギーセンター運営協議会」
「町田市バイオエネルギーセンター専門委員会」
の会議体は…

- 「執行機関の内部組織と同等の機能を有するもの」ではない
→ ①の附属機関ではない
- 単なる「必要な専門知識・市民意見などの情報を取得するための手段」ではない
→ ②の懇談会ではない

「町田市バイオエネルギーセンター運営協議会」 「町田市バイオエネルギーセンター専門委員会」 の会議体は…

- ・ 情報共有、意見調整、実施方針や実施手法の確認を行うため、関係者間の連絡調整の場であり、③の附属機関等と区別すべきものとなります。

「町田市バイオエネルギーセンター運営協議会」 「町田市バイオエネルギーセンター専門委員会」 の会議体は…

「町田市における会議体の説明」にあったように、町田市の会議体には3つに分類されます。それらの中で、「町田市バイオエネルギーセンター運営協議会」並びに「町田市バイオエネルギーセンター専門委員会」は情報共有、意見調整、実施方針や実施手法の確認を行う会議体であり、関係者間の連絡調整の場となることから

「附属機関と、区別すべきもの」となります。このことから、町田市では必然的にその運営方法を要領で定めることとなります。

ご理解とご協力をお願いします。

運営協議会・専門委員会の設置

周辺自治会・町内会と町田市との間で締結した『町田市バイオエネルギーセンター環境保全協定書』でも「町田市バイオエネルギーセンター運営協議会」「町田市バイオエネルギーセンター専門委員会」の設置について、協定書の第16条、第17条で要領で定めると記載しています。

15自治会・町内会と町田市
で2019年3月に締結。
約束事の最も基本となるもの。

町田市バイオエネルギーセンター
環境保全協定書

第16条

第17条

町田市バイオエネルギーセンター
運営協議会設置要領

町田市バイオエネルギーセンター
専門委員会設置要領

町田市における会議体の定義

専門委員会委員についての補足

今回設置する**町田市バイオエネルギーセンター専門委員会**と**地方自治法上の専門委員**は異なる会議体です。

《町田市バイオエネルギーセンター専門委員会》

- ・町田市バイオエネルギーセンター専門委員会設置要領で設置
- ・町田市バイオエネルギーセンター環境保全協定書で取り決めた自主規制値超過が継続するような事故が発生した場合などに開催される

《地方自治法上の専門委員》

- ・地方自治法第174条第1項に基づき、市政等に関する調査研究を推進するために置く。
- ・職務
 - (1) 行政施策に関し助言し、意見を述べること。
 - (2) 政策立案のために必要な調査研究を行い、報告すること。
 - (3) 職員と共同研究をすること。

「町田市バイオエネルギーセンター運営協議会」「町田市バイオエネルギーセンター専門委員会」に関して、みなさまのご心配の
声が多かった点について

①議会の議決を経るような手続きのものでないと、市の方で勝手に内容を
書き換えられるのではないか？

②議会の議決を経るような手続きのものでないと、市民の目に触れないの
ではないか？

③今後数十年この建物が存続するが、委員や職員が代替わりしてもちゃん
と初期の取り決めが継続されるのかが心配

①議会の議決を経るような手続きのものでないと、市の方で勝手に内容を書き換えられるのではないか？

- ▶ ご提示している『運営協議会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項』並びに『専門委員会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項』について、市が勝手に書き換えることはできません。

なぜならば・・・

○運営協議会要領には『第10条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。』

○専門委員会要領には『第9条 この要領に定めるもののほか、専門委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。』

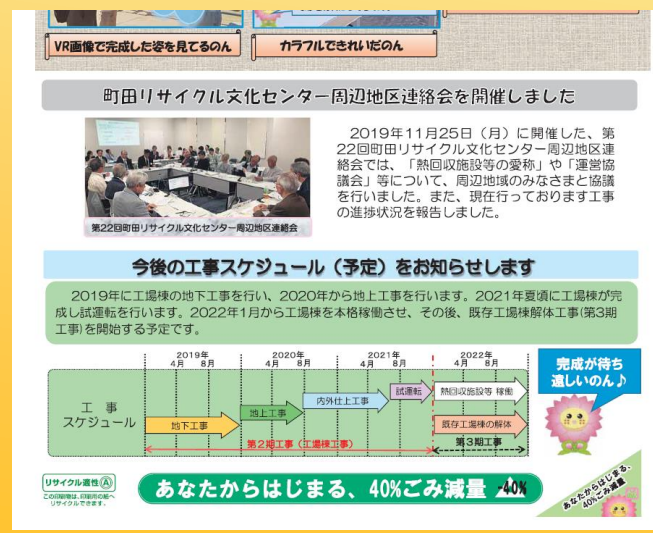
という条文があり、各々について市が勝手に書き換えることができない仕組みになっています。

②議会の議決を経るような手続きのものでないと、市民の目に触れないのではないか？

- ▶ 確かに条例を設置根拠として定めるとその時にだけ議会には諮られますが、市民の目に触れさせるという目的のために条例で定めるものではありません。ホームページへの掲載など広報活動をもって市民の目に触れることが大切だと考えます。ただし、本協議会の活動については、行政報告という形で議会へ毎回報告をいたします。



町田市のホームページに掲載した保全協定書のページ



建設NEWS (広報紙) に掲載した地区連絡会の様子

③今後数十年この建物が存続するが、委員や職員が代替わりしてもちゃんと初期の取り決めが継続されるのかが心配

- ▶ 15自治会・町内会と町田市で締結している『町田市バイオエネルギーセンター環境保全協定書』また、ご提示している『運営協議会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項について』『専門委員会の設置に関する所掌事項、組織等の記載事項』では、有効期間を、町田市バイオエネルギーセンターの稼働開始後から廃止するまでとしています。委員が変更した場合、担当職員が変更となった場合でも取り決めた内容は、運営協議会での確認事項として継続されます。